

## 観光統計の今後の整備の方向性（案）

### I 宿泊旅行統計

#### 1. 2008年調査からの改訂事項

##### （1）実宿泊者数の把握

- ・（課題）現在実施している調査票では、延べ宿泊者数しか把握できないが、今後の観光政策の重要課題として、一人あたりの宿泊数の増大という目標があり、定量的な現状把握、政策効果の評価のためには一人あたり平均宿泊数の把握が必須である。このため、実宿泊者数も把握し、それで延べ宿泊者数を除すことにより、一人あたり平均宿泊数の把握を可能とする。
- ・ （方針）平成20年調査より、調査項目として、実宿泊者数を追加する。

##### （2）特記事項記載欄の新設

- ・（課題）平成19年に実施した調査の結果、調査票の審査の効率化、統計の信頼性向上、集計の迅速化、調査結果の評価等に資するため、当該宿泊施設の宿泊者数に大きな変動要因をもたらす事項について、調査票に自由に記入してもらうような「特記事項記載欄」を設けることが有効であると判明した。
- ・ （方針）平成20年調査より、調査票に「特記事項記載欄」を新設し、気候、災害、大型イベント等の、宿泊者数の時系列変動を左右する特殊要因について記載を求める。

##### （3）市区町村別表章

- ・（課題）地域の観光政策立案の主体としては、都道府県だけでなく、市区町村も重要なプレーヤーであり、地域計画を策定するための基礎資料として、宿泊者数等についての市区町村単位での表章、推定が必要とされている。
- ・ （方針）平成20年調査より、市区町村別表章を行う。表章対象は、市区町村内施設数が3以上（施設数2以下は秘匿のため除く）であって回収率100%の市区町村であるか、市区町村内標本数10施設以上かつ標準誤差率30%以下の市区町村とする。

##### （4）遡及推計

- ・（課題）平成19年の調査の結果、期間中に判明した廃業施設数は全体施設数の約1割にもものぼり、無視できない割合であることから、新設・廃業施設を把握して遡及推計を行い、統計の精度を高めることが望ましいと考えられる。
- ・ （方針）毎年、前年末時点での母集団名簿の更新作業に合わせて、前年1～12月分についての遡及推計を行い、1～3月分調査の公表時に合わせて、前年確定値として公表する。

## 2. 今後の検討課題

### (1) 母集団整備の課題

- ・ 母集団名簿は、事業所・企業データベースを基に都道府県による協力を得て新施設を追加し整備している。今後、事業所・企業統計調査に代わり母集団名簿の拡充を図ることを目的として、平成21年に経済センサス（仮称）調査が実施されることからその動向を踏まえ、母集団名簿の拡充について検討していくこととする。

### (2) 調査項目の課題

- ・ 宿泊施設に係る経営状況に関する情報として、客室稼働率を把握する必要があることから、20年度に調査項目として、使用した客室数を調査できるよう検討していくこととする。

## II 都道府県観光入込客統計

- ・ これまで「全国観光統計基準」を国として推奨してきたが、現状において、観光客の定義、調査地点選定における基準や調査手法の違いなど各々が異なる調査方法で実施している実態があり、適切ではないことから、全国統一基準での調査を実施できるよう統一的な調査方法について案を示すこととした。
- ・ 自治体が全国統一基準を適用するためには、観光客の定義、調査地点選定における基準や調査手法の違いなどの統一化を図り、今後は、できるだけ同じ調査方法・推計方法で行い、それを定期的に国が集計・比較分析することにより、都道府県の観光政策立案・評価や事業者の経営方針策定等に活用できるようにしていくことが重要である。
- ・ このようなことから、今回、観光入込客、観光消費額に関する都道府県単位の調査について、調査主体となる都道府県・市町村の負担をなるべく少なくしつつ、調査の精度を一定程度確保できるような調査手法・推計方法のガイドライン案を作成した。

## 1. ガイドラインの概要

### (1) 調査の対象者

- ・ 日帰り、宿泊、県内、県外を問わず、当該都道府県を訪れる観光客の総実数を「観光入込客数」とする。
- ・ 「観光入込客数」は、日帰り／宿泊別、県内／県外／訪日外国人別、観光等／ビジネス別に把握することとする。（下記の表を参照）
- ・ なお、宿泊客の県内／県外／訪日外国人別の数値は、宿泊旅行統計調査をもとに把握できることから、観光入込客数を把握することにより、観光入込客数から宿泊客数を減じることで日帰り客数が求められる。

	日帰り客		宿泊客	
	観光等 (ビジネス 以外)	ビジネス	観光等 (ビジネス 以外)	ビジネス
県内				
県外				
訪日外国人				

※網掛け箇所は、宿泊旅行統計より把握

- ・観光入込客数は四半期ごとに把握する。

## (2) 調査方法

- ・観光入込客数は、市町村が実施する「観光地点入込客数調査」と都道府県が実施する「アンケート調査（パラメータ調査）」によって把握することとする。
- ・「観光地点入込客数調査」で得られる観光地点延べ人数（都道府県全体の入込客の合計）を基に「アンケート調査」で求められる平均訪問地点数で除すことにより、観光入込客実人数を把握することができる。

### 1) 「観光地点入込客数調査」

- ・観光地点毎に入込客数を把握するための調査である。
- ①観光地点の定義・調査の対象（要検討）
  - ・「観光地点」の定義を明確にした。（別表1参照）ただし、そのうち、観光地点とすることかどうかについて実態面からの判断を要するものについては、都道府県が個別に判断することとした。
  - ・新たに、ツーリズム、医療モール、宗教施設、教育機関などを追加した。
  - ・調査対象は、「観光地点」のうち、年間入込客数1万人以上、特定月の入込客数5千人以上のものに見直しをおこなった。

### 2) 「アンケート調査（パラメータ調査）」

- ・平均訪問地点数を推定するために、観光地点を訪れた観光客に対して、アンケート調査を実施する。
- ① 調査対象となる観光地点の選定方法
  - ・「1).①」で調査対象となった調査地点から、偏りが生じないように、単純無作為に10地点以上を選定する。
- ② 調査サンプル数（要検討）
  - ・サンプル総数は、四半期毎に3,000以上とし、各観光地点の1地点あたりの調査サンプル数は同数となるようにする。
- ③ 調査項目
  - ・居住地（県内／県外／訪日外国人）
  - ・日帰り／宿泊
  - ・旅行目的（観光等（ビジネス以外）／ビジネス）
  - ・同行者数

- ・ 訪問地点数（観光地点全てを対象として）
- ④ 調査方法
- ・ 調査は、聞き取り又は調査員が配付回収することにより行う。
- ⑤ 調査期間及び周期（要検討）
- ・ 毎年、年8回（2・5・8・11月の平日と休日一日ずつ）行うこととした。

### Ⅲ 都道府県観光消費額統計

- ・ 観光入込客統計調査と同様に、全国統一基準での調査を実施できるよう統一的な調査方法について案を示すこととした。
- ・ 観光消費額に関する都道府県単位の調査について、調査主体となる都道府県・市町村の負担をなるべく少なくしつつ、調査の精度を一定程度確保できるような調査手法・推計方法のガイドライン案を作成した。

#### 1. ガイドラインの概要

##### （1）調査の対象

- ・ 調査の対象は、当該都道府県内を訪れた観光客の消費額を把握することとする。
- ・ 旅行・観光消費額は、日帰り／宿泊別、県内／県外／訪日外国人別、観光／ビジネス別に把握することとする。（下記の表を参照）

	日帰り客		宿泊客	
	観光等 (ビジネス 以外)	ビジネス	観光等 (ビジネス 以外)	ビジネス
県内				
県外				
訪日外国人				

- ・ 消費額は1年ごとに把握する。

##### （2）調査方法

- ・ 観光入込客調査の「アンケート調査」に消費額の調査項目を加えて同一の調査で実施することとする。
- ・ ビジネス客の消費額を観光地点で把握することは困難であることから、ビジネスホテルの宿泊者に対する調査を実施。
- ・ 調査サンプルは、1年間で200以上を確保する。（要検討）
- ・ 調査項目として1人あたり旅行費用（総額／交通費／宿泊費／その他／バック料金）を把握する。
- ・ 調査項目の県内／県外／訪日外国人別、日帰り／宿泊別、観光等／ビジネス別ごとに集計し、一人あたりの消費額を把握する。

##### （3）観光消費額の推定方法

- ・ 一人あたりの消費額に観光入込客数を乗じることにより観光消費額を把握することができる。「観光消費額＝観光入込客数（実数）×一人あたり消費額」

#### IV 今後の課題

- ・ガイドライン（案）に基づき「2.」と「3.」について予備調査を実施し、検証を行う（平成20年度中）。

#### V TSA

- ・TSA（Tourism Satellite Account）は、国民経済計算（SNA）のサテライト勘定のひとつとして位置づけられている。国・地域レベルでの旅行・観光産業の経済的な有り様を、国際的に統一された基準の下で明らかにするためのツールであり、他産業との比較や国際間比較を可能とするものである。
- ・観光がもたらす経済効果の国際間比較を正確に行うことができるよう、国際的に導入が進みつつある「TSA」について、現在、我が国は試作段階にあるが、平成22年の本格的な導入に向けた検討を行う。
- ・TSAでは第5表及び第6表が重要（この2表が揃っていないと「導入国」と認められない）。上記2表以外が作成されている必要は必ずしもない。
- ・国際勧告に沿うためには、SNAデータベースと観光消費額統計データを組み合わせてTSA第5表を作成する必要がある。
- ・SNAの作成主体（内閣府）との連携の準備が整ったことから、平成20年度中に、SNAデータベースを用いてTSA本格導入を行う。

#### ・日本におけるTSAの現状

TSAは、10表で構成され、その概要は以下の通り。また、TSA10表のうち、現在日本で作成できている表は、以下で網掛けしている5表。作成のために使用している情報源は、主として「旅行・観光消費動向調査（承認統計）」である。

表番号	内容	日本における状況
第1表	観光消費(訪日外国人観光)	(作成済み)
第2表	観光消費(国内観光)	(作成済み)
第3表	観光消費(海外観光)	(一部作成)
第4表	観光消費合計(訪日外国人観光+国内観光)	(作成済み)
第5表	産出額	(未作成)
第6表	GDP	(作成済み)
第7表	観光雇用	(作成済み)
第8表	固定資本形成	(未作成)
第9表	集合消費(行政コスト等)	(未作成)
第10表A	旅行者数(訪日外客、国内旅行、海外旅行)	(一部作成)
第10表B	旅行者数交通機関別(訪日外客)	
第10表C	宿泊施設数	
第10表D	事業所数	

別表1 観光地点一覧

分類	具体例
自然	山岳
	高原
	湖沼
	河川景観
	海岸景観
	海中公園
	その他特殊地形
文化、歴史	城
	神社・仏閣
	庭園
	町並み
	旧街道
	史跡
	博物館
	美術館
	動・植物園
	水族館
	都市型観光地点(銀座・秋葉原など)
	その他建造物
ツーリズム	グリーンツーリズム
	エコツーリズム
	産業ツーリズム
	伝統工芸
	その他ツーリズム
スポーツ・レクリエーション施設	スキー場
	ゴルフ場
	テニス場
	アイススケート場
	プール※1
	サイクリングコース
	ハイキングコース
	キャンプ場
	自然歩道・自然研究館
	海水浴場
	マリーナ・ヨットハーバー
	大規模公園
	レジャーランド、テーマパーク
	複合的スポーツリゾート施設
	大規模なリゾートホテル
その他スポーツ・レクリエーション施設	
温泉	温泉
	その他入浴施設
買物	ショッピング店・ショッピング街
	朝市・市場
	郷土料理店・レストラン
	ショッピングセンター※1
行・祭事	行・祭事
	郷土芸能
	地域風俗
イベント	博覧会
	コンベンション
	映画祭※1
	その他イベント
その他	医療モール
	社会人大学など教育機関
	新興宗教施設

※1：ショッピングセンター、映画祭、プールなどのうち地元の方の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない。

※2：道の駅・パーキングエリアなど旅行の目的地ではなく通過的な施設は原則対象としない。ただし、「道の駅能登空港」「海ほたるパーキングエリア」など旅行目的地となっている地点は実態面から判断して対象とすることも可。